

# 国民健康保険証の更新時期です！



**7月末までに新しい国保の保険証を郵送します**

現在、皆さんが使用している国民健康保険被保険者証の有効期限は、7月31日(日)までとなっています。8月1日(月)からは、新しく更新された国民健康保険被保険者証をお使いください。国民健康保険被保険者証は、皆さんが国保に加入している証明書であり、お医者さんにかかるときは、必ず毎回提示してください。

**◆保険証は郵送により交付します**

新しい保険証は、7月末までに郵送いたします。新しい保険証が届きましたら保険証の記載内容を確認してください。

交付された保険証の記載内容に間違いがあった場合には、福祉課国民健康保険係までご連絡をお願いします。

**◆古い保険証は返却してください**

古い保険証は、新しい保険証が届きましたら、8月になってから、ご自身ではさみ等で細断して処分するか、福祉課国民健康保険係へ返却してください。

**◆次のことを守りましょう**

- ・他人との貸し借りは絶対にしないでください。法律により罰せられます。
- ・紛失や破損したときは、速やかに届け出て再交付を受けましょう。

## 国保に加入するとき・やめるとき

国保に加入したり、やめたりするときは、届出が必要です

国保に加入するとき	国保をやめるとき
①職場の健康保険などをやめたとき ②他の市区町村から転入したとき (職場の健康保険などに加入していない場合) ③子どもが生まれたとき など	①職場の健康保険などに加入したとき ②他の市区町村へ転出するとき ③死亡したとき ④後期高齢者医療制度に加入したとき など
<b>加入の届出が遅れると…</b> ⇒保険税は届出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼって支払うことになります。 ⇒保険証がない間の医療費は、やむを得ない場合を除き全額自己負担になります。	<b>やめる届出が遅れると…</b> ⇒資格を喪失した保険証で診療を受けると、国保が負担した医療費はあとで返すことになります。 ⇒ほかの健康保険などに加入すると、保険税を二重払いするおそれがあります。

**お問い合わせ先** 福祉課国民健康保険係 ☎47-4682